

いまになって聞けない感染対策の基礎知識

マスクのつけ方

どんな素材のマスクかによって、効果がちがいます。とくにほかの人と距離が近くなるところでは、不織布のマスクを顔に合わせてしっかりつけましょう。
※体のぐあいなどによってマスクができない人は、せきが出たらハンカチなどでおさえる「せきエチケット」をしっかりと行ってください。

さんみつ 三密に ならないように

1~2m以上の距離がとりにくいときは、とくに注意！

- 人が集まる商業施設や交通機関を利用するなら、すいている時間に
- なるべくおしゃべりをしない
- 換気がよくないと感じる場所へは行かない(飲食店なども)

こまめに 手をあらう

手についたウイルスの量は、水道から水を出して15秒あらうと100分の1になります。そのときせっけんを使って10秒こすってあらうと、10,000分の1になります。家に帰ったきや、食べたり飲んだりする前に手をあらうと効果があります。

かんき 換気について

何人かの人が集まるところでは、30分に1回以上、2つの方向の窓を数分間いっばいに開けて、空気を入れかえます。窓が1つの方向にしかなかったら、入り口のドアを開けます。



よこはま しんがた 横浜市で新型コロナについてきくところ

1日24時間 いつでも

よこはま しんがた 横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター(帰国者・接触者相談センター)

TEL:045-550-5530 FAX:045-846-0500

せつしゅ ワクチン接種についてきくところ

TEL:0120-045-070 (9:00~19:00 土よう・日よう・祝日・休日もOKです)

FAX:050-3588-7191 ※耳の不自由な人のためのFAX番号です。

しんがた 新型コロナについての情報は 2ページを見てください

「広報よこはま」には、イベントのお知らせがあります。どのイベントでも新型コロナウイルス感染症が広がらないように対策をしています。参加するときは、指示をまもって、感染症対策に協力してください。

しみん 市民のみなさんへ

ワクチン接種をしたい人全員に接種を終わらせる時期は、前の目標より1か月早くしました。接種率は前の計画よりおよそ10ポイント高くしました。10月の終わりまでには、接種したい市民のみなさん全員に2回の接種を終わらせるみこみです。そうすると、接種を受けた人の割合は80%になります。企業や商店街のみなさんに協力してもらって、10月から市全体で、ワクチン接種をよびかけるキャンペーンをしています。また、これからの感染の広がりも考えて、感染症にかかって家で療養する人たちのために、抗体カクテル療法にとりくみます。新しい「コロナ専門病院」をつくる準備もしています。

横浜の経済をまた元気にするとりくみもしています。泊りがけ旅行の商品につけるクーポンや、助成つき日帰り旅行を10月15日


からまた始めました。12月からは「レシ活チャレンジ」を新しく始めます。これは、レシートを使って、市内の飲食店にしたらった金額にあわせて、ポイントを受けとれるしくみです。これからも、きびしい状況にある事業者のみなさんをしっかりと支援していきます。

市民のみなさんの命とくらしをまもりながら、横浜の経済をまた元気にしていくためには、これからやってくると思われる第6波の感染者を少しでも少なくすることがとても重要です。秋になって、お出かけの機会がふえるでしょう。ワクチンを2回接種した人でもコロナウイルスに感染する「ブレイクスルー感染」もあります。またこれからはインフルエンザにも注意しなくてはなりません。みなさん、気をゆるめないでください。しっかりと感染症対策をして、健康でじゅうじつした秋をすごしてください。



よこはま し ちやう 横浜市長 やまなか たけはる 山中竹春

しんがた 新型コロナウイルス感染症について

10月14日時点の情報にもとづくお知らせです。
 横浜市 新型コロナ [検索](#) 

ワクチン接種について まだ予約していない人へ


【集団接種会場】
 11月から2回接種の予約ができる会場はつぎの5か所になります。受け付ける集団接種会場の数が少なくなりますから、接種を希望する人は、ぜひ今のうちに予約してください。
 予約に空きがあるときは、その日の接種も、市の予約専用サイト(WEB)・市LINE公式アカウントで予約できます。

区	会場	1回目接種の日時(11月) (ふつう2回目は1回目接種の3週間後)	
つるみ 鶴見	つるみこうかいどう 鶴見公会堂	4(木よう)、11(木よう)	16:45~19:15
		6(土よう)	9:45~12:00
		13(土よう)	9:45~15:30
みなみ 南	みなみこうかいどう 南公会堂	3(水よう・祝日)、10(水よう)	16:45~18:45
		6(土よう)、13(土よう)	13:15~18:45
こうほく 港北	けいおうぎじゅく ひよし 慶應義塾 日吉キャンパス 協生館2階	3(水よう・祝日)、10(水よう)	16:45~19:30
		4(木よう)、11(木よう)	16:45~19:30
		6(土よう)、13(土よう)	13:45~16:30
とつか 戸塚	とつか スポーツセンター	4(木よう)、11(木よう)	16:45~19:30
		13(土よう)	13:45~16:30
		14(日よう)	9:45~12:30
せや 瀬谷	せやくそうこうちようしや 瀬谷区総合庁舎 (瀬谷区役所)5階	6(土よう)	13:15~19:15
		7(日よう)	9:45~15:45
		13(土よう)	14:30~17:30

集団接種などの予約について、くわしいことはウェブページで見てください。

[横浜市ワクチン 予約](#) [検索](#) 

【医療機関での個別接種】
 11月から接種しようとする人の人数に合わせて、しばらくの間、接種をする病院などをおよそ450か所にします。12歳から15歳の人への接種にとりくむ医療機関を中心に、接種をすすめていきます。予約ができる医療機関の情報は、市のウェブサイトで見てください。それぞれの医療機関の案内にしたがって予約してください。

[横浜市ワクチン 個別接種](#) [検索](#) 

しんがた 新型コロナウイルスワクチン3回目の追加接種について

厚生労働省は、2回の接種が終わってからおよそ8か月以上たった後、3回目の接種をするという案を出しました。横浜市では、これにもとづいて、どのように行うか計画をたてています。

国の考えに合わせて、どのように行うか決まったら、みなさんにお知らせします。

しんがた 新型コロナウイルスについての 9月補正予算が決まりました

9月の補正予算では、どのようにワクチン接種や検査をしっかりと行うか、どのように市内の飲食店にお客さんをよぶかなど、状況を見ながら、すぐにしなくてはならない事業にとりくんでいきます。

新型コロナウイルスワクチン接種
 接種をいっそう速くすすめていくために、接種を行うしゅくみを強くし、いろいろなライフスタイルに合わせた接種をします。

抗体カクテル療法などへの支援
 感染して自分の家ですごす人たちに、早く薬を打って、重症にならないようにします。協力する病院などが抗体カクテル療法ができるように支援します。

重症・中等症の患者さんなどの入院受けいれをすすめる
 入院が必要な陽性の患者さんなどがすぐに入院できるように、受けいれる病院に支援金を出します。

市内飲食店などにお客さんをよぶ
 ワクチン接種がすすんで、外で食事をしたり、買い物をしたりしたい人がふえるでしょう。そういう人たちに市内の飲食店やお店に来てもらえるようにとりくみます。

病院に行って受診しやすい体制を強化する

しっかりと検査ができるようにする

クラスター予防をしっかりとできるようにする

芸術と文化を支援する

安心・安全な横浜MICEが開けるようにお金を補助する

救急活動の資金を出す

ワクチン接種促進キャンペーン

もっと多くのわかい人たちにワクチンを接種してもらうために、2回接種した人に対するキャンペーンを行っています。

【期間】2022年3月31日(木よう)まで
【参加のしかた】キャンペーンサイトでお知らせします。くわしいことは横浜市の新型コロナ特設ページを見てください。

おたがいに尊重して、 いっしょに生きる社会をめざして

12月4日～10日は人権週間です。2か月にわたって、人権について特集します。これをきっかけに人権について考えてみませんか。

人権特集は12月号へつづきます

性のありかたは人それぞれ

男性は「男性らしく」、女性は「女性らしく」して、「異性をすき」になって、恋愛することだけが「あたり前」だ、「ふつう」だ、と考えていませんか。

人それぞれ性格がちがうように、性についても、単純に「男性」と「女性」に分けられるものではありません。「からだの性(戸籍に書かれた性別)」、「こころの性(自分がそう感じている性別)」、「性的指向(すきになる相手の性別)」などは、すべての人にとって性の大切な部分です。これらの組みあわせは、いろいろです。ひとりひとり、それぞれに性のありかたがあります。LGBTなどの性的少数者だけでなく、私たちみんなが、いろいろな性の当事者です。

ひとりひとり、みんながちがうという多様性をみとめ合って、だれでも「自分らしく」いきいきとした生活ができる社会になるように、性の多様性を知ることから始めませんか。

横浜市では、性的少数者等支援(LGBTなどの支援)をしています

◆個人で受けられる専門相談「よこはまLGBT相談」

かならず電話で予約してください。

月2回じっさいに会って話す相談を受けつけます。

【予約のための番号】NPO法人SHIP TEL: 045-594-6160

◆交流スペース「FriendSHIPよこはま」予約なしでOKです。

月2回【きくところ】NPO法人SHIP TEL: 045-577-2150

◆パートナーシップ宣誓制度 かならず予約してください。

【きくところ】市民局人権課 TEL: 045-671-2718

【きくところ】市民局人権課

TEL: 045-671-2718 FAX: 045-681-5453

みんなでつくりたい！体罰がない社会

2021年10月に「横浜市子ども虐待から守る条例」が改正されました。体罰は法律で禁止されています。それにしたがって、虐待や体罰などで、子どもの品位が傷つけられることがないように、すべての子どもがひとりの人間として大切にされ、すこやかに成長することが、つけ加えられました。

◆なぜ体罰はいけないの？

体罰は子どもの成長・発達に悪い影響をあたえます。それは科学的にも明らかです。くりかえして体罰などをうけると、心にも体にも、いろいろな悪い影響が出る可能性があります。

子どもの年齢に合わせて、どうすればよいのか、ことばや、見本で、子どもにわかるように説明する必要があります。

◆ひとりで抱えないで！地域全体で子育てをしよう

子育てのむずかしさは、個人の問題ではなく、地域社会全体のこととして考えましょう。保護者は、ひとりぼっちだと思ったり、子育てがとても大変だと感じたりしているかもしれません。そういう保護者をささえながら、地域で子どもを育てていくという気持ち大切です。

すべての子どもたちが、いきいきと自立した大人になれるように、子どもにとって最もよいことを考え、社会全体で体罰などがない子育てを広げていきましょう。

子ども虐待についての相談・通報は…
よこはま子ども虐待ホットライン
0120-805-240 1日24時間、1年中いつでも

LINEでの相談は…
かながわ子ども家庭
110番相談LINE



【きくところ】子ども青少年局子ども家庭課

TEL: 045-671-4288 FAX: 045-681-0925

ひとりでなやまないで、まず相談してください

相談にお金はかかりませんが、電話の通話料がかかります。

相談できる場所	連絡先	受付時間
人権相談 (市民局市民相談室)	TEL: 045-671-2306	水よう13:00~16:00 前もって電話で予約し、 じっさいに会って相談 (祝日・休日、年末年始は お休み)
みんなの人権110番 (横浜地方法務局)	TEL: 0570-003-110 TEL: 045-641-7926	月~金よう 8:30~17:15 (祝日・休日、年末年始は お休み)
子どもの人権110番 (横浜地方法務局)	TEL: 0120-007-110 TEL: 045-226-5582	同上
女性の人権ホットライン (横浜地方法務局)	TEL: 0570-070-810 TEL: 045-226-5581	同上
外国語人権相談ダイヤル “Foreign-language Human Rights Hotline” (法務省-Ministry of Justice-)	TEL: 0570-090-911	月~金よう (Weekdays) 9:00~17:00 (祝日・休日、年末年始は お休み)
いじめ110番 (市教育委員会)	TEL: 0120-671-388	毎日、24時間いつでも

人権擁護委員を知っていますか？

「ハラスメントかも知れない」「インターネットで悪口を書かれてしまった」、このようなとき、どうしますか？

人権擁護委員は、みなさんの人権をまもるために、法律にもとづいて、法務大臣から任されて仕事をしています。みんなの人権110番など、相談窓口でみなさんから相談を受けます。現在89人の委員が横浜市内のそれぞれの区で活動しています。

人権相談で、人権侵害があったことがわかれば、法務局の職員と協力して調査をします。そして、当事者と話し合ったりして、うまく解決するようにします。

さまざまな活動をとおして、みなさんの人権についてのなやみや不安を解決するおてつだいをします。こまったことがあったら、ひとりでなやまないで、ぜひ人権擁護委員に相談してください。



横浜市
人権擁護委員会
小林 千恵子 会長

犯罪被害は、ひとごとではありません

「犯罪被害」ということばを聞いて、どんなイメージを持ちますか。自分とは関係ないと思っていませんか。

テレビなどで、毎日のように事件や事故のニュースを見るでしょう。だれでも犯罪の被害にあうことがあるのです。

犯罪被害者、その家族、遺族は、もちろんショックを受けます。しかし、さらに理解しないまわりの人からせめられたり、興味からひどいことを言われたりして、ふつうの生活がむずかしくなることもあります。まわりの人たちがあたたかく見まもって、気持ちをわかってあげれば、被害者やその家族が自分たちだけで苦しむのをふせぐことができます。

犯罪被害者相談室では、被害にあった人の相談にのります。また講演会など、みんなに考えてもらう活動もしています。自分に何ができるのか、いっしょに考えてみませんか。

犯罪被害者等支援 市民講演会

【日時】11月17日(水)13:30～16:30(翌日オンライン配信します)

【場所】港南公会堂

【申し込み】電話、ファクス、ウェブページで(最新情報はウェブページでたしかめてください。)

横浜市 人権 イベント [検索](#)

犯罪被害についての相談 TEL: 045-671-3117 FAX: 045-681-5453
犯罪被害者相談室 【Eメール】sh-cvsoudan@city.yokohama.jp

ホームレスの人たちの大変な状況を、ほんの少し想像してください

ホームレスの人たちを、必要のない存在だといって、その命に価値がないというような意見を言う人がいます。直接的なやがらせや、暴行もくりかえし起きています。それで亡くなった人もいます。そういう事実を知って、あなたはどんなことを感じますか？

家をなくして路上生活をしなければならない人たちには、さまざまな事情があります。病気になったり、失業したり、自分だけではどうにもならないこと、そしてだれにでも起こるかもしれないことが原因かもしれません。ほんの少しの想像力を使って、大変な状況の人たちのことを思ってみてください。自分だけよければという価値観で、ほかの人を低く見てさげすむ社会は、息がつかない、みんなが生きづらい社会です。

横浜市では、ホームレスの人たちをたずねて、事情をきいて、路上生活をしないで済むように、支援をしています。これまでのつらい経験から、ほかの人とかかわりたくないという人もいて、なかなか支援がむずかしいこともあります。ねばり強く声をかけつづけています。

【きくところ】健康福祉局生活支援課
TEL: 045-671-2425 FAX: 045-664-0403

立ち止まって考えよう、インターネット

SNSなどを使って、自分を表現する人がふえています。また世界中の人と情報や意見を交換するために、インターネットが使われています。

インターネットは気軽に使えます。だから、そんなつもりでもなく、だれかをひどく傷つけるかもしれません。ほかの人の個人情報を出して、人権問題になることもあります。悪意がある第三者が、あなたのプライバシーを侵害したり、情報を悪い目的に使ったりするかもしれません。これはひとごとではないです。あなたも、加害者や被害者になるかもしれません。

情報を発信するとき、送信ボタンをおす前に、立ちどまって考えてください。あなたが書く情報や意見で、だれかが傷つくことはないでしょうか。また自分が被害にあう可能性はないでしょうか。あなたがしっかり考えれば、それがだれかを、そしてあなた自身をまもることになるかもしれません。

【きくところ】市民局人権課
TEL: 045-671-2718 FAX: 045-681-5453

部落差別(同和問題)について、考えてみませんか？

部落差別(同和問題)は、日本にある人権問題です。出身地や住んでいるところが特定の地域(同和地区または被差別部落ともいいます)だ、ということを経由にして、結婚を反対されたり、就職で不利になったりすることがあるのです。

自分のまわりで部落差別(同和問題)のことを聞いたことがなくて、自分には関係ないと思っていませんか。あなたの近くにも、出身地や住んでいるところを知られたくなくて、会話のときにそういう話題になるのを心配している人がいるかもしれません。

家庭、学校、職場でいじめやうわさを聞いて、そのまま信じていませんか。知らないうちに偏見や思いこみをもって、大切な人や友達などを傷つけているかもしれません。私たちひとりひとりが、部落差別(同和問題)について、「自分には関係ない」と無関心にならないように、しっかり自分で考えてみるのが大切です。自分で偏見をもっていないか、思いこみをしていないか、よく考えてみましょう。

【きくところ】市民局人権課
TEL: 045-671-2379 FAX: 045-681-5453

介護している人も 自分を大切に

高齢者がふえるにつれて、介護が必要な人がふえています。家族を介護する人も多くなっています。家族を介護する人について行われたアンケート※では、精神的・身体的・経済的に大変だと答えた人がたくさんいました。日ごろから「わけもなくイライラしてしまう(49.8%)」「睡眠がたりない(41.8%)」など、とても高い割合で、疲れを感じている人がいました。家族を介護しているたくさんの方が心や体の健康や、経済的な問題を心配しています。

介護する人が仕事や趣味をとおして社会とつながっていること、心と体の健康をまもることは、とても大切です。介護する人がどうしようもなくなって、高齢者への虐待が起きてしまうこともあります。介護する人は、ひとりだけでなやまないでください。介護保険制度を利用してください。地域ケアプラザなどでやっている介護する人の集まりに参加して話をしてください。気持ちが楽になるかもしれません。介護のことでこまったら、自分の地区の地域ケアプラザや区役所で相談してください。

※アンケートの出どころ:「平成29(2017)年度介護離職防止の地域モデルを踏まえた支援手法の整備事業」より

【きくところ】健康福祉局高齢在宅支援課
TEL: 045-671-2405 FAX: 045-550-3612

なくそう! DV

DVは、自分の思いどおりにさせようとして、夫婦や交際相手など、したい関係のパートナーに暴力をふるうことです。体への暴力だけではなく、精神的、経済的な暴力、むりやり性的なことをするのでもDVです。

家にいる時間がふえると、パートナーとの関係が変わってくることもあります。つらいときは、ひとりでなやまないで、市のDV相談支援センターに相談してください。

配偶者等からの暴力の電話相談窓口

横浜市DV相談支援センター

045-671-4275 045-865-2040

月～金 9:30～12:00、月～金 9:30～20:00
13:00～16:30 土・日・祝日 9:30～16:00
(祝日・年末年始を除く) (第4木曜・年末年始を除く)

まずは相談を

横浜市



【きくところ】政策局男女共同参画推進課
TEL: 045-671-2017 FAX: 045-663-3431